

第 4 部

人と環境にやさしい
活力ある産業に向けて

第1章 農業

第1節 農業経営の基礎となる生産基盤の整備

現況

本町の農地は、湿性質火山灰と褐色低地土が分布しており、佐幌地区及び屈足西部地区では下層の重粘土層による排水不良、屈足東部地区ではれきが多く生産の阻害要因と作業機械の故障要因にもなっています。

これまでに国や道の総合事業を活用しながら、また幹線水路及び明きよ・暗きよ排水整備を進めてきたほか、除れき機械やプラソイラーの導入により石れき除去、排水対策を実施してきたところ、冷湿害年にはその効果が顕著に表れていますが、未整備農地については効率的な営農ができず、不安定な生産状況になっています。

また、畜産農家の規模拡大意欲は高くなっており、飼料作物の作付面積の増加以上に1戸当たりの飼養頭数が増えているため、経産牛や肉用牛1頭当たりの飼料作物面積は減少しています。

農道等については、計画的に整備を行い、輸送時間・経費の縮減、荷痛み防止など農作業効率の向上を図ってきましたが、経済効果の少ない路線については未整備の状況となっています。

畑作農家向け事業内訳

国営再編新得地区 H6～H13	道営畑総屈足地区 H16～H20	道営畑総上佐幌地区 H15～H20	新得町の普通畑
暗きよ排水 671ha	暗きよ排水 63ha	暗きよ排水 38ha	約1,800ha
心破 266ha	心破 24ha	心破 53ha	H6～H20までの整備面積
除れき 167ha	除れき 29ha		1,311ha
合計 1,104ha	合計 116ha	合計 91ha	整備率約73%

酪農・畜産農家向け事業内訳

道営草地整備 新得地区 H6～H13	道営公共牧場整備 新内地区 H10～H17	道営草地林地 佐幌川地区 H17～H21	新得町の飼料畑
草地整備 1,066ha	草地整備 310ha (牧場整備)	草地整備 756ha	約2,800ha
			H6～H21までの整備面積
			2,132 ha
			整備率約76%

以上整備状況を整理していますが、暗きよ排水は、平成6年に整備したところが現在約15年経過しており、いずれ更新時期がやってきます。また草地整備においても、採草地については、更新もしていかなければならない状況です。

課題

今後は、後継者のいない高齢化した農家の離農による農地の賃貸がますます多くなる傾向が考えられ、借地の整備については、基盤整備計画の中に組み入れて推進していく必要があります。また、道路整備についても、農家が2戸以上となっている路線については、ある程度整備は進んでいますが、農地のための砂利道路は幅員が狭いため、大型の小麦用コンバイン、牧草・デントコーン収穫のハーベスターやビート輸送の大型トレーラー等の作業効率の向上のためには、計画的に優先順位を設定しながら、継続した道路整備により営農効率の向上と輸送コストの低減を推進する必要があります。

主要施策

1 土地基盤整備を図ります。

(1) 新得地区道営経営体基盤整備(畑地帯担い手支援型)事業

目標事業量

農業用排水路 2条 L=2,520m 農業用道路 6条 L=5,343m

暗きょ排水 A=36.9ha

区画整理 整地工 86.9ha 暗きょ 13.1ha 除れき 8.4ha

土層改良 心破 5.6ha 除れき 33.5ha

(2) 上佐幌西地区道営経営体基盤整備(草地整備型)事業

目標事業量

・草地整備 759.8ha ・草地造成 42.3ha

・牧場基地基盤整備 3,948 m² ・道路整備 2条 3,179m

・隔障物整備(電牧)36,230m ・家畜保護施設 1棟

・飼料調整貯蔵施設 2基 ・家畜排せつ物処理施設 2基

・牧場用機械 12台

(3) 十勝川上流地区道営中山間総合整備事業

目標事業量

・堆肥処理センター 1式 ・鹿柵等

(4) 自力草地更新の推進

2 除れきや簡易排水対策を推進し、土壌条件の改善を図ります。

心土破碎などの周知

3 農道等の整備を図ります。

(1) 新得中央地区道営経営体基盤整備(通作条件整備型)事業

目標事業量

・路肩補修 L=5,000m ・防雪柵 800m ・交差点整備 1ヶ所

・並木補植 6,000m

(2) 道営経営体基盤整備新得地区・道営経営体基盤整備上佐幌西地区・道営農道整備
特別対策チカベツ第1地区による農道整備

目標事業量

・9条 L=10,172m

(3) 町道屈足西1線・佐幌西1線・佐幌西2線・佐幌屈足28号線・屈足30号線・
屈足24号線などの道路整備

目標事業量

・全体延長 L=5,685m

(4) 農業作業用主要砂利道路の拡幅等

関係団体・各地域との協議により優先順位を検討

第2節 農地の流動化と集積計画

現況

高齢の農業経営者の離農が増えており、町内の農家戸数及び経営体の総数が減りつつあります。

< 離農の状況 > (戸)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
畑作	2	4	2		1	1	2			2
畜産	1		1	1	1	1	1		2	
計	3	4	3	1	2	2	3		2	2

< 農用地の利用状況 > (ha)

区分	普通畑	飼料畑	その他	合計	1戸当たり
平成12年	2,060	2,516	107	4,683	30.0
平成13年	2,039	2,537	117	4,693	30.5
平成14年	1,983	2,660	128	4,771	32.7
平成15年	1,871	2,747	83	4,701	32.2
平成16年	1,920	2,689	91	4,670	34.1
平成17年	1,911	2,742	70	4,723	37.8
平成18年	1,953	2,755	54	4,762	38.1
平成19年	1,850	2,863	68	4,781	39.5
平成20年	1,841	2,899	78	4,818	37.9
平成21年	1,839	2,920	70	4,829	38.0

< 農家総数 > (戸)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総農家数	156	154	146	146	137	124	124	121	127	127

< 年代別農業者数(経営者) > 平成21年8月 (歳)

区分	65才以上	60歳~64	50代	40代	30代	20代	合計
総数	17	21	39	18	6	1	102

< 農用地の権利移動状況 > (ha)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
所有権	90	73	145	92	74	310	100	140	349	111
賃借権	585	214	521	352	221	469	437	426	673	398

課題

1戸当たりの経営面積が大きくなっており、現在の担い手農業者がこれから出てくるであろう離農農地を引き受けることができるかどうかの課題があります。また、賃借されている農地面積も大変大きいいため、離農者等の土地所有者が売却を希望した時に担い手農業者が購入できるかどうかの課題もあります。

優良農地を確保しながら農業の発展を図っていける強い農業経営体が必要です。

主要施策

- 1 農地基本台帳システムを活用し、優良農地の確保を図ります。
- 2 農地パトロールなどにより、耕作放棄地等の解消を図ります。
- 3 認定農業者等、農用地の利用集積を図ります。
- 4 農地保有合理化学業を活用し、農地流動化を推進します。
- 5 効率的な農作業のために、農地の集団化等を検討します。

第3節 経営体質の強化と支援

現況

本町の農業構造の現状は、農業者の高齢化の進展や離農による農家戸数の減少が続き、このことに伴う1経営体当たりの経営規模の拡大が進んでいますが、規模の拡大とともに労働力が不足するため、高性能の大型農業機械等が導入されているものの、機械経費の増大が経営に大きな影響を与えています。

こうした中、農地の取得や施設整備に低利融資制度を活用し、利子補給を行いながら農家負担の軽減を図ってきました。

また、平成19年度からは水田・畑作経営所得安定対策が導入されましたが、平成21年9月の政権交代により戸別所得補償制度に移行するなど、国の農業政策も大きな転換期を迎えています。

その中で、食料・農業・農村基本計画による今後の農業支援のあり方は、意欲ある多様な農業者を育成・確保する政策への転換を図り、支援の対象を「意欲のあるすべての農業者」と位置付けていることから、これまで推進してきた法人化の育成強化に加え、小規模でも経営継続が可能となるきめ細やかな支援が求められています。

参考

<農家戸数の推移>

(戸)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
総農家戸数	248	206	156	124	127
法人経営体数	-	10	11	16	23

<耕地面積別農家戸数>

(戸)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
農家戸数計	248	206	156	126	127
5ha未満	34	34	26	17	18
5～10ha未満	39	24	12	12	8
10～20ha未満	66	41	26	14	15
20～30ha未満	67	52	35	25	19
30ha以上	42	55	57	58	67

課題

農業の持続的発展のためには、経営体質の強化が必要であるため、機械の効率利用等によるコスト軽減を図りながら、引き続き有利な資金制度の活用や利子補給等の支援を行い、経営改善を進める必要があります。

また、今後の戸別所得補償制度の導入により、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整えていくとともに、農業者自らが積極的に経営状況の把握と分析を行い、経営改善を目指して多様な取組が展開できる支援の充実を図っていく必要があります。

主要施策

- 1 低利な制度資金（農業経営基盤強化資金（スーパーL）、農業改良資金、農業経営改善促進資金（スーパーS）等）を活用します。
- 2 農業振興資金を活用します。

3 農家負担軽減対策を実施します。

(1) 大家畜経営活性化資金利子補給

(2) 大家畜経営体質強化資金利子補給

(3) 畜産経営維持緊急支援資金利子補給

4 新規就農・農地流動化資金利子補給を行います。

5 次世代農業者支援融資事業利子補給を行います。

6 認定農業者の育成を図ります。

7 農業経営の法人化を推進します。

効率的な経営、スケールメリットの追求、農業従事者の確保と農地保全

第4節 高品質・高生産技術の向上による安定生産と家畜伝染病対策

現況

畑作物の生産は、小麦・てん菜・豆類・馬鈴しょの4品目を中心に、スイートコーン・人参・そばの他、野菜類の栽培が行われていますが、近年は酪農家からの委託によるデントコーンの作付が増加し、畑作物の作付面積の減少傾向が続いています。

これまでの土地改良事業等の実施によって一定の基盤整備が進み、また、品種改良や栽培技術の向上を図ってきましたが、近年は、低温・日照不足や強風、大雨などの気象要因により、変動の大きい作柄となっています。

酪農においては、飼養農家戸数が減少しているものの、飼養頭数は増加傾向にあり、出荷乳量も伸びています。しかし、酪農・肉牛ともに経営体別に見ると大規模法人の生産が大きな伸びとなっているのに対し、個人経営では微増に止まっている状況にあります。

このような中であって、畑作部門と畜産部門の均衡ある安定した生産には、バイオテクノロジーをはじめとした新しい技術等を取り入れるとともに、酪農家等の家畜排泄物を有効な資源として活用する必要があります。

また、町内において多発した牛のサルモネラについては、平成21年度以降の発生は見えないものの、感染経路の特定が難しいことから、予断を許さない状況であるほか、平成22年4月に宮崎県で大きな被害となった口蹄疫の発生やBSE、鳥インフルエンザ等の伝染病については、普段の注意喚起と畜産農家自らが危機感を持った防疫対応が重要となっています。

参考

<主要農畜産物生産量の推移>

(単位：kg/10a, t)

区 分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
小 麦	501	458	404	506	503	265
馬鈴しょ	4,020	3,980	3,270	4,250	3,996	2,974
大 豆	276	283	183	239	223	181
小 豆	280	275	237	270	285	157
菜 豆	243	237	162	240	198	82
てん菜	6,630	6,200	5,030	6,430	6,230	5,270
そば	120	120	66	113	95	80
牧 草	3,580	3,340	3,300	3,855	3,634	3,787
デントコーン	5,500	5,330	4,480	5,977	5,736	4,241
生 乳	40,468	41,112	40,281	39,019	40,608	43,343

<乳用牛・肉用牛飼養頭数の推移>

(単位：頭)

区 分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
乳用牛	7,605	7,624	7,319	7,352	7,453	7,880
肉用牛	19,344	18,636	19,117	20,992	23,361	28,388

課題

畑作においてはマッピングシステムを活用し、土壌診断に基づく不足する肥料としての緑肥の導入や完熟堆肥の施用による土づくりを基本に適正な輪作体系の確立、適期作業の励行による高反収、低コスト生産を進める必要があります。

また、小規模経営にあっては、減農薬栽培や有機栽培などの安全・安心な差別化商品を消費者の求めに応じて生産するなど、クリーン農業の推進も振興する必要があります。

酪農においても乳房炎をはじめとする疾病予防など、飼養管理技術の更なる向上により1頭当たりの安定した搾乳量の確保を目指し、経営の安定を図る必要があります。

家畜伝染病については、引き続き、関係機関からの情報提供をもとに、自衛防疫組合を中心とした迅速な対応に努めることとしています。

主要施策

- 1 農業機械の共同利用による効率的な利用とコスト軽減を推進します。
- 2 新たな栽培技術の確立と省力化を推進します。
試験展示ほでの栽培技術確立、普及及び推進
- 3 そばの作付拡大奨励を図ります。(目標作付面積 200ha)
- 4 クリーン農業を推進します。
(1) 栽培基準に基づいた農薬や化学肥料適期・適正使用の徹底

- (2) 生産履歴記帳の徹底
- (3) 有機質肥料の活用
- (4) G A P (農業生産工程管理) の推進
- 5 公共牧場の効率的利用を図り、搾乳部門と育成部門の分業化を進めます。
- 6 家畜衛生対策の充実を図ります。
- 7 酪農ヘルパーの利用推進を図ります。
- 8 耕畜連携による資源循環型農業の確立と作物に適した土づくりを推進します。
- 9 畜産試験場、農業試験場、農業改良普及センター、家畜保健衛生所との連携を図ります。
- 技術講習会、営農講座、青空教室、衛生管理講習会等の開催
- 10 衛生的乳質生産を推進します。
- 11 家畜伝染病自衛防疫組合の活動を推進します。
- 12 防疫互助会へ支援します。

第 5 節 環境と調和した農業の推進

現況

地球規模での環境問題が議論される中、農村における環境の維持保全はこれまで以上に重要視され、農業生産活動によって排出される家畜ふん尿や農業用廃プラスチックなどの適正処理のほか、硝酸性窒素による地下水の汚染などから、環境負荷の軽減が一層求められています。

また、道内に 6 4 万頭といわれているエゾシカの農業被害については、森林に囲まれている当町にとって深刻な問題であり、駆除頭数がエゾシカ増加のスピードに追いつかず、森林体系にまでも被害が生じてきており、単独町村だけの被害防止には限界があることから、広域的な取組の検討が開始されています。

このような中で、平成 2 0 年度からトムラウシ地区において、エゾシカの生体捕獲が開始され、エゾシカ肉の有効活用の取組が進められています。

参考

< 農業用廃プラスチック収集処理の状況 > (単位 : kg)

区 分	ポリエチレン系	塩化ビニール系	合 計
平成 16 年度	47,990	42,430	90,420
平成 17 年度	58,310	51,410	109,720
平成 18 年度	73,950	55,210	129,160
平成 19 年度	73,940	49,740	123,680
平成 20 年度	74,170	39,720	113,890
平成 21 年度	86,050	36,290	122,340

< 不用大型農機具収集処理の状況 >

(単位：戸)

区 分	回 収 内 訳	農家戸数
平成 16 年度	車 61 台、農機具 58 台、バイク 6 台、鉄くず、タイヤ他	48
平成 17 年度	車 1 台、農機具 39 台、バイク 5 台、鉄くず、タイヤ他	34
平成 18 年度	車 3 台、農機具 27 台、バイク 1 台、鉄くず、タイヤ他	33
平成 19 年度	車 12 台、農機具 9 台、バイク 2 台、鉄くず、タイヤ他	32
平成 20 年度	車 2 台、農機具 20 台、バイク 1 台、鉄くず、タイヤ他	20
平成 21 年度	車 6 台、農機具・鉄製品類 22 t、タイヤ 34 本他	22

< エゾシカの有害鳥獣駆除期間の駆除頭数 >

区 分	駆除頭数	わな設置数	備 考
平成16年度	1 5 0 頭	-	銃器のみ
平成17年度	1 6 6 頭	-	銃器のみ
平成18年度	2 3 7 頭	-	銃器のみ
平成19年度	3 4 9 頭	-	銃器のみ
平成20年度	2 4 0 頭	4	銃器240頭 わな - (秋より稼働)
平成21年度	3 6 7 頭	5	銃器122頭 わな 245頭

課題

家畜ふん尿処理については、有機質還元事業等の実施によりある程度の耕畜連携が図られていますが、未熟堆肥の散布も見受けられるため、堆肥センターの整備を検討していますが、雑草の種子や病原菌のリスクの除去のほか、低コストでの供給価格の設定や戻し堆肥としての活用など、引き続き実現に向けた検討を進めます。

廃プラスチックの回収については、継続した実施により農村環境美化に努めます。

エゾシカ被害については、本町のみならず今後は広域的な対応も視野に入れ、北海道の施策状況も把握しながら、銃器やワナによる生体捕獲と併せて防除柵の設置助成などの継続した対策を講ずることにより、被害軽減を図る必要があります。

主要施策

- 1 家畜ふん尿の適正処理を推進します。
- 2 農業用廃プラスチック、不用農機具等の適正処理を推進します。
- 3 有害鳥獣による農業被害の防止対策を推進します。
- 4 農家住宅等周辺環境整備舗装化を推進します。

第6節 担い手の育成と後継者対策

現況

本町の農家戸数は離農による減少が続いているとともに、60歳代以上の経営体においては、後継者の確保が2割程度であり、将来の農業構造に大きな不安を抱えています。

近年は、新規学卒後継者やUターン後継者等が増えつつあり、明るい兆しが見えてきているものの、現状の農家戸数を維持することは困難な状況にあると言わざるを得ません。

また、法人経営を主体に経営規模の拡大に伴い労働力の確保が必要となっており、女性農業者の人材育成を図っているレディースファームスクールも、地域農業を支える貴重な存在となっています。

新規就農については、農業技術の習得が可能であっても、就農地の選定や開設の資金確保など容易な状況にはありませんが、ここ5年間で2人が酪農、1人が肉牛、2人が野菜で新規就農を果たしています。

参考

< 新規就農の状況 > (単位：戸)

	畑作(野菜)	酪農	肉牛	合計
平成18年度			1	1
平成19年度	1			1
平成20年度		1		1
平成21年度		1		1
平成22年度	1			1
合計	2	2	1	5

< レディースファームスクール長期研修生修了時の状況 > (単位：人)

	町内		道内		道外		合計		
	農業従事	その他	農業従事	その他	農業従事	その他	農業従事	その他	合計
平成8～12年度	8	8	10	3	1	22	19	33	52
平成13～17年度	7	2	7	5	4	18	18	25	43
平成18年度	2		1		1	1	4	1	5
平成19年度	1	2	4				5	2	7
平成20年度	4		1		1	1	6	1	7
平成21年度	4		3	1		1	7	2	9
合計	26	12	26	9	7	43	59	64	123

課題

現状の農業構造から将来に向かって農業農村地域を維持していくためには、しっかりとした構造基盤を構築することが重要です。このため、将来の担い手となる後継者の育成確保については、JA青年部活動等と連携して取り組むとともに、後継者のいない農業者にあっては新規就農希望者との継承システムの構築などJAと協議を進め、新規就農のあり方や研修農場・実習農場の設置に向けた検討・支援を進めることとします。

また、戸別所得補償制度の導入により、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整えていく必要があり、小規模でも差別化商品づくりや多角的な経営展開を支援します。

なお、レディースファームスクールについては、引き続き地域の人材確保として取り組みますが、募集人数を大幅に下回る状況が続く場合にあっては、新たな視点で検討を行うこととします。

主要施策

- 1 担い手センター支援制度を活用します。
- 2 新規就農者等へ指導・助言を行います。
- 3 新規就農者支援育成条例に基づく支援を行います。
- 4 農業体験実習生の受け入れと人材育成を行います。
- 5 研修農場・実習農場の設置に向けた支援と継承システムの構築を進めます。
- 6 農業振興資金を活用します。

第7節 魅力ある農村づくり

現況

農村地域は、食糧の生産地域とともに豊かな自然資源を持ち、国土環境保全などの多面的機能の役割も有しています。

近年、森林・農地・耕地防風林・家畜・農業用施設などで形成する農村景観は、やすらぎの空間として見直され、ファームインや体験型農業・観光などのグリーン・ツーリズムの取組が盛んになってきています。

しかし一方では、農村人口の減少や高齢化等の影響で地域での共同活動が困難な状況にあり、排水路及び耕地防風林等の健全な保全活動ができなくなってきているため、排水機能の低下による減収やゴミの不法投棄などが一部に見られます。

農村女性は個々の農業経営の重要な担い手であるとともに、農協女性部を中心にパレットの会、ポテトサークル、フレッシュミセスよつ葉会などの団体が、各々独自色を活かして農畜産物の加工販売に取り組むなど、農村地域活性化の原動力となっています。

課題

資源保全活動については、これまで国の施策による事業を実施してきましたが、今後の事業存続は未定であるものの、環境保全には動機付けとなる事業が必要です。

このため、廃プラスチックの回収や農事組合活動と連携した取組が展開できるよう支援します。

また、グリーン・ツーリズムや農村女性部の活動については、農業体験や加工体験などの町内の様々な資源と組み合わせた体験型観光への発展や商店との連携など、異業種と結びついた魅力ある農村づくりを推進していく必要があります。

主要施策

- 1 協働による資源保全活動への支援を行います。
 - (1) 環境に配慮した農地等の保全と施設整備
 - (2) 土地改良施設等の適正な維持・管理・長寿命化の推進
 - (3) 農村景観の維持・形成
- 2 グリーン・ツーリズムを推進します。

ファームイン等の都市住民の受け入れによる農村の活性化
- 3 女性間の交流機会を充実します。
- 4 異業種連携を推進します。

第8節 農商工の連携強化

現況

町内の農畜産物は、一部の取組を除いて原材料としての出荷が大半であり、一次加工や町内企業と連携した付加価値の向上などの取組は少ない状況にあります。

地域の活性化を図る観点から、地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等との連携強化が重要です。

近年、エゾシカや新得地鶏の飼育・加工において、企業が多角化を目指して取り組み、飲食店と連携するなど、新たな芽が育ってきています。

これら取組を契機に、農林漁業者と商工業者の協働・連携した取組による特産品の開発や販売展開など、各々の持つ特性を活かした事業の拡大や付加価値の向上が求められています。

課題

町内の資源である農林水産物を活用した商品開発に向けての機運を醸成するため、農林

漁業者と商工業者の勉強会を立ち上げ、農林漁業者と食品産業事業者の安定的取引関係の確立や新商品等の事業化に向けて支援をしていくことが必要です。

取組のスタートとしてそばを原料としたお菓子などを町内の商店で販売するなど、身近な食材を活用した連携から進め、農林漁業者と食品産業事業者の新たなビジネスチャンスによる地域の活性化を図る必要があります。

また、エゾシカ肉や新得地鶏については、国、道、町の支援のもと生産施設や加工処理施設の充実が図られましたが、安定的な販路の確保に向けた取組が重要であることから、引き続き支援を行い、特産品としての確立を図ります。

主要施策

- 1 農商工連携を推進し、新たな特産品化を図ります。
- 2 農業振興資金等の活用や新規事業の創設による加工の取組を進めます。
- 3 エゾシカ肉や新得地鶏の販路・消費拡大に向けた取組を支援するとともに、町内飲食店等の協力体制を構築します。

第2章 林業

第1節 森林の多目的活用の推進

現況

本町の森林面積は、大雪山国立公園・保安林等を含め 93,737ha を有し、総面積の 89% を占めており、所有形態別では国有林 83,690ha、町有林 3,171ha、私有林 6,876ha となっています。

今後は、これまでも増して、地域住民の健康増進や自然環境を考える教育の場としての多目的な活用の重要性が高まっています。

また、CO₂削減や地球温暖化防止など、環境問題解決に効果があるとされる森林の適正な整備を推進しています。

参考

<機能別森林面積>

大雪山国立公園

(単位：ha)

区分	特別保護	第1種特別地	第2種特別地	第3種特別地	原生自然環境保全地域
国有林	10,456	4,284	4,038	23,058	1,035

<制限林>

国有林 (単位：ha)

水源かん養	土砂流出・崩壊	保健	計
58,753	365	2,731	61,849

民有林 (単位：ha)

土砂流出防備	土砂崩壊防備	防風林	計
147	389	97	633

課題

森林・林業に関する多目的な活用の要請は多様化・高度化しており、国土の保全・水資源のかん養等森林機能の拡大に加え、森林浴やフットパス等地域住民の健康増進などの活用が求められています。

また、地球温暖化防止対策をはじめ環境問題への住民の関心は高くなっており、森林の果たす役割は大きなものがあり、自然環境と景観、景勝に配慮しながら森林整備を積極的に推進する必要があります。

主要施策

- 1 公益機能の保全を図ります。
 - (1) 治山事業の実施
 - (2) 保安林機能の充実
 - (3) 森林の機能区分別施行の推進
- 2 森林の多目的活用を図ります。
 - (1) 植樹祭等の開催
 - (2) 森林ボランティア活動等の促進
- 3 環境にやさしい林業を進めます。
 - (1) 天然林の保存
 - (2) 複層林・長伐期施業の推進

第2節 民有林の適正な管理保全の推進

現況

民有林面積の60%を人工林が占めており、適正な保育・間伐を推進しています。

また、森林所有者の高齢化の進行や木材価格の下落などから、人工林伐採後を適正に管理していない森林所有者が見受けられるので、森林の管理保全の指導を推進しています。

参考

< 民有林事業実績 >

(面積単位 : ha)

年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
造 林	37.15	20.16	25.81	52.27	29.18
下 刈	105.52	86.91	113.20	128.95	109.09
間 伐	101.44	105.96	98.52	113.47	100.08

< 樹種別森林面積及び蓄積 >

(単位 : ha、m³)

区 分			総 数	
			面 積	蓄 積
人 工 林	針 葉 樹	カ ラ マ ツ	4,157.75	1,069,156
		ト ド マ ツ	652.74	129,610
		ト ウ ヒ	36.67	7,237
		ス ト ロ ー プ	28.32	9,160
		ア カ エ ゾ	376.07	21,010
		ヒ バ	0.84	187
		ヨ ー ア カ マ ツ	7.04	1,489
	そ の 他	77.47	12,220	
	計		5,336.90	1,250,078
	広 葉 樹	シ ラ カ バ	443.37	91,809
		ミ ズ ナ ラ	105.56	1,170
		ド ロ	8.81	1,514
		ヤ チ ダ モ	50.16	2,351
		ポ プ ラ	2.78	900
そ の 他		39.83	2,601	
計		650.51	101,495	
計		5,987.41	1,351,573	
天 然 林	天 然 性 萌 芽 林		45.51	2,546
	混 交 林		13.32	5,470
	広 葉 樹 林		3,687.94	384,470
	計		3,746.77	392,486
立 木 地		9,734.18	1,744,059	
無 立 木 地		312.50	0	
合 計		10,046.68	1,744,059	

課題

森林の持つ公益機能の充実とともに森林本来の木材生産機能の充実を図り、地域林産業の発展と活性化を進める必要があります。

また、未立木地解消として、森林所有者に対して適正な指導を行う必要があります。

主要施策

- 1 造林事業の推進を図ります。
 - (1) 伐採跡地・未立木地の造林推進
 - (2) 計画的造林の推進
 - (3) 民有林振興事業の推進
- 2 育林事業の推進を図ります。
 - (1) 下刈り・除間伐の計画的な事業実施
 - (2) 森林保護の徹底と病虫害防止対策
- 3 未立木地の解消を図ります。
 - (1) 未立木地の調査
 - (2) 未立木地所有者への造林指導
 - (3) 未立木地の町有林化

第3節 林業経営の体制強化

現況

木材価格の低迷で、森林・林業の取り巻く環境は厳しい現状となっています。

採算性の向上を図るため、経営コスト削減に向けた高性能林業機械の導入等による効率化した森林施業を進めています。

また、特用林産物のしいたけ栽培は、しいたけ生産組合が組織され、生産されていますが、近年は組合員の減少が続いています。

参考

< 林業振興資金貸付実績 >

平成 21 年度末	貸付残額	1,516,952 円	融資先	しいたけ生産組合
平成 22 年度	貸付額	1,500,000 円	融資先	しいたけ生産組合

< 生しいたけ生産量 >

(単位 : kg)

年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
生 産 量	20,582	18,746	20,501	21,016	20,053
内 原 木	15,600	15,000	13,200	12,900	12,000
訳 菌 床	4,982	3,746	7,301	8,116	8,053

課題

森林の管理・経営を担う林業事業体の体質強化を図るため、高性能林業機械等の導入による生産性の向上と経営基盤の強化を図る必要があります。

また、森林資源を活用した特用林産物であるしいたけは、生産組合を中心に共販体制による経営体制強化を図る必要があります。

主要施策

- 1 林業事業体の活動を促進します。
 安定的な林業経営を担える林業事業体の育成
- 2 特用林産物を推進します。
 - (1) しいたけ栽培の普及促進
 - (2) 原木用ミズナラ林の育成管理

第4節 町有林事業の推進

現況

町有林は、木材需要に応じた樹種を主体に造林、保育又は間伐の事業を実施しています。町内林業事業体の経営安定及び地域産業の振興の取組として、間伐材の林外搬出を行っています。

参考

<町有林事業実績>

(面積単位：ha)

年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
造 林	37.15	17.06	25.81	52.27	21.52
下 刈	105.52	86.91	113.24	128.95	75.68
間 伐	101.44	99.56	108.86	113.47	156.13

<町有林（直営）の面積>

（１）人天別区分

区分	面積（ha）	構成比（％）	蓄積（m ³ ）
人工林	1,966.12	62.0	391,516
天然林	1,175.33	37.1	157,756
無立木地帯	29.13	0.9	-
計	3,170.58	100.0	549,272

（２）人工林樹種別内訳

区分	面積（ha）	構成比（％）	蓄積（m ³ ）
カラマツ	1,261.55	64.2	292,280
トドマツ	333.86	17.0	65,521
アカエゾ	158.50	8.1	8,564
その他 N	15.96	0.8	4,222
その他 L	196.25	9.9	20,929
計	1,966.12	100.0	391,516

課題

森林の取り巻く自然的・社会的・経済的条件を勘案し、森林施業を計画的に推進する必要があります。

間伐時に出る木材を効率的かつ低コストで林外に搬出し、不足がちな畜産業への敷料解消に向けた取組を行う必要があります。

民有林の未立木地を解消するため町有林化に向けた適正購入価格の基準を設定し、購入後は町内林業事業体を活用した適正な森林整備を行います。

また、未立木地の造林及び保育管理については、企業からの資金提供等の検討を進めます。

主要施策

1 計画的森林施業の推進を図ります。

（１）造林の推進

（２）下刈り・除間伐の適正管理

2 未立木地の解消を図ります。

（１）未立木地の解消に向けた土地の購入を推進

未立木地解消目標 毎年5ha程度

（２）企業の資金を活用した造林事業の推進

第3章 漁業

第1節 内水面漁業

現況

昭和57年に設置した狩勝高原淡水魚養殖センターは、新得町漁業生産組合に管理運営を委託し、ヤマメ、ニジマスの3倍体を導入するほか、ホウライマス（サホロサーモン）の刺身を開発しています。

ふ化・放流事業については、昭和62年4月に「サホロ湖・東大雪湖及び両湖に流入する河川」に内水面振興を目的とした「区画漁業権」を設定し、毎年計画的にヤマメ、ニジマス、ヒメマス、銀ザケ、ワカサギをふ化・放流していましたが、平成18年度からは東大雪湖での放流は取りやめ、サホロ湖においてもニジマス、ワカサギにしぼり放流を行っています。

遊漁については、毎年稚魚・卵の放流を行っていますが、釣果に対する不満が続いているため、湖のイメージが悪くなっています。平成16年度と17年度は、放流は継続しながら、夏・冬全面禁漁とし、資源量調査や生息環境調査などを実施して、平成18年度よりサホロ湖のみで夏季、冬季の遊漁を再開、東大雪湖については、禁漁としています。

参考

ふ化・放流数

項	目	平成12～16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
サホロ湖	ヤマメ	101,000	6,000	-	-	-	-
	ニジマス	66,000	3,200	-	-	600	600
	ワカサギ	240,000,000	1,000,000	1,000,000	-	1,000,000	1,000,000
東大雪湖	ニジマス	116,000	3,200	-	-	-	-
	銀ザケ	43,000	-	-	-	-	-
	ヒメマス	85,000	-	-	-	-	-

課題

- 1 養殖センターの耐用年数は一部残っており、施設を有効活用する必要があります。
- 2 町漁業生産組合については、組合員数の減少により解散予定で、今後の円滑な事業継承が必要です。
- 3 耐用年数経過後の施設の在り方について検討する必要があります。
- 4 観光漁業については費用対効果と、内水面振興の両面から検討する必要があります。

主要施策

- 1 淡水魚養殖事業の振興
 - (1) 事業継続を進め、養殖事業の継続を図ります。
 - (2) 耐用年数経過後の養殖センターの在り方について検討します。
- 2 観光漁業の振興を図ります。
 - (1) 淡水魚養殖振興も兼ね、費用対効果を勘案しながら観光漁業の振興を図ります。
 - (2) 資源の確保を図ります。

第4章 商業

第1節 商業振興

現況

交通機関の発達による商業圏・生活圏の拡大は、高級品・耐久消費財のみならず日用品・食料品までも購買力が町外流出の傾向にあります。

JR新得駅は、全特急列車が停車する道東観光の玄関口ともなっています。

【商業の現況（商業統計）】

年次	商店数	従業員数	年間販売額
昭和63年	130店	437人	773,794万円
平成3年	122	472	884,208
平成6年	108	413	880,183
平成9年	94	462	908,586
平成11年	90	356	826,082
平成14年	80	371	841,892
平成16年	69	322	795,090
平成19年	75	383	961,395

商工業者の経営改善事業の推進、及び商工会活動の推進のため町費補助を実施しています。

【商工会の組織など】

年	会員数			定款 特別	計の地区別		財政	
	法人	個人	計		新得	屈足	会決算額	町補助金
平成 12 年	97	106	203	11	152	51	56,233 千円	19,360 千円
平成 13 年	95	101	196	11	145	51	59,242	22,709
平成 14 年	94	97	191	11	140	51	54,501	19,177
平成 15 年	96	94	190	11	139	51	53,088	19,501
平成 16 年	94	90	184	10	136	48	54,345	18,845
平成 17 年	94	90	184	9	134	50	51,681	18,449
平成 18 年	93	86	179	11	130	49	52,586	20,147
平成 19 年	93	81	174	12	126	48	48,960	17,843
平成 20 年	92	81	173	12	126	47	65,309	24,059
平成 21 年	96	80	176	13	129	47	78,373	46,604

施設や設備の近代化と経営の安定のため、町融資制度を運用し商業融資の円滑化を図っています。

【融資制度の概要と利用実績】

(単位：千円)

制度 区分	融資 対象	融資条件等	利用実績				
			年度	融資枠	利用件数	金額	1 件当たり
中小 企業 融資	中小 企業 者	運転資金 500 万円 6 か月以内 設備資金 1,000 万円 120 か月以内 年利 長期プライムレート金利 (5 年超は + 0.3%) 1% を超える利子・保証料の半額 を利子補給	12	210,000	13	50,400	3,877
			13	210,000	13	42,570	3,275
			14	150,000	8	27,000	3,375
			15	150,000	7	37,500	5,357
			16	150,000	3	11,190	3,730
			17	150,000	11	44,300	4,027
			18	150,000	9	44,220	4,913
			19	150,000	14	52,010	3,715
			20	150,000	15	48,194	3,212
ひ ま わ り 融 資	—	平成 18 年 3 月 31 日 融資組合解散	21	210,000	22	52,326	2,378
			12	50,000	114	93,700	822
			13	50,000	89	67,500	758
			14	50,000	84	67,400	802
			15	50,000	95	72,100	759
			16	50,000	70	45,940	647
17	50,000	51	31,120	610			

課題

- 1 町内消費者の帯広圏への購買力の流出削減と観光客の購買力の吸収を図る必要があります。
- 2 農業、観光、製造業との密接な連携を図り地元産品を活用し地域と一体化した商店街の活性化をめざす必要があります。
- 3 若年労働力の町外流出による従業員不足を解消する必要があります。
- 4 商業後継者の育成が必要です。
- 5 商店街の空き家、空き地の改善を図る必要があります。

主要施策

- 1 魅力ある店づくり
 - (1) 商工会と連携し経営指導の充実を図ります。
 - (2) 愛町購買、愛町販売を推進します。
 - (3) 消費者との懇談や対話を進めます。
 - (4) 商業後継者の育成を図ります。
 - (5) 商店街の空き店舗、空き家対策を進めます。
 - (6) 特化商品やインターネット販売、仕入れなどの共同研究を推進します。
 - (7) 新規開業を促すためのチャレンジショップなどの設置を検討します。
- 2 商工団体の育成振興
 - (1) 商工会活動を支援し、指導機能の充実を図ります。
 - (2) 各種イベントの振興を図ります。
 - (3) 関係団体との関係を密にして商工団体の育成を図ります。
 - (4) 駅前北広場の有効活用を図ります。
 - (5) 地元産品を活用した商業の活性化を図ります。
- 3 町融資制度の円滑化
町中小企業融資制度の効果的な利用促進をすすめ、経営の安定を図ります。
- 4 異業種交流の場を設定します。

第2節 陶芸

現況

- 1 受講生数は横ばい状態で、高齢化が進んでいます。
- 2 粘土売り払い代と商品売り払い代が減少してきています。
- 3 開設20年以上が経過して受講生の要望が多様化してきています。

参考

年度	講座と受講生数	売上収入(千円)	備 考	
平成 17 年度	手作り講座	8	その他講座等 リハビリ教室 わすれん塾ほか	
	電動ロク口講座	2 5		参加料 354
	新得講座	1 1		粘土 1,114
	勤労者講座	1 2		(2,265 kg)
	体験講座	3		商品 833
	やすらぎ荘講座	5		計 2,301
	計	6 4		
平成 18 年度	手作り講座	7	その他講座等 リハビリ教室 わすれん塾 小中学校作陶指導ほか	
	電動ロク口講座	2 4		参加料 456
	新得講座	1 2		粘土 1,214
	勤労者講座	1 5		(2,133 kg)
	初心者講座	5		商品 1,123
	やすらぎ荘講座	5		計 2,793
	計	6 8		
平成 19 年度	手作り講座	9	その他講座等 登り窯講座 リハビリ教室 わすれん塾 小中学校作陶指導ほか	
	電動ロク口講座	2 4		参加料 563
	新得講座	1 1		粘土 1,374
	勤労者講座	1 7		(2,410 kg)
	初心者講座	1 2		商品 851
	やすらぎ荘講座	4		計 2,788
	計	7 7		
平成 20 年度	手作り講座	9	その他講座等 登り窯講座 リハビリ教室 わすれん塾 小中学校作陶指導ほか	
	電動ロク口講座	2 4		参加料 519
	新得講座	1 1		粘土 1,191
	勤労者講座	1 7		(2,066kg)
	初心者講座	1 2		商品 894
	やすらぎ荘講座	4		計 2,604
	計	7 7		
平成 21 年度	成形室講座	1 4	その他講座等 登り窯講座 リハビリ教室 わすれん塾 小中学校作陶指導ほか	
	電動ロク口講座	1 7		参加料 522
	新得講座	1 1		粘土 1,011
	勤労者講座	1 8		(1,816 kg)
	初心者講座	9		商品 616
	やすらぎ荘講座	5		計 2,149
	サークル講座	1		
	計	7 5		

課題

- 1 受講生の高齢化により福祉施設的要素が増えてきています。
- 2 初心者の受講希望が減ってきています。
- 3 受講生の活動が多様化してきています。
- 4 特産物としての価値は薄れてきています。

主要施策

- 1 施設内の備品や道具などを工夫しながらバリアフリーを目指していきます。
- 2 町内外に向けて体験講座や技術講習会を開催して施設の有効利用を図ります。
- 3 新しい教材と情報を提供しながら受講生の要望にこたえていきます。
- 4 地元の有効資材を模索しながらユニバーサルデザインや個別の注文制作に取り組んでいきます。
- 5 陶芸指導員を2名体制とし、講座の充実、新たな受注品の確保に努めます。
- 6 指導の必要がない陶芸愛好者のセンター利用について基準を定めます。

第5章 工業

第1節 工業の振興

現況

本町の工業は、かつて豊富な山林資源を背景にした木材工業が主体となっていましたが、景気の影響などにより大きく減少し、結果、工業事業所全体も減少しています。

平成20年度 事業所数 13 従業員数 194人 製造品出荷額 421,461万円

既存企業の育成振興を図りながら、新規企業の立地に備え用地の条件整備とPRを進め、町の工場誘致条例及び中小企業融資制度の特例などの措置を行い、工業の振興を図っています。

地場資源を活用した加工を行っています。

事業主体	製品
雲海酒造(株)	そば焼酎
共働学舎	チーズ、バター
新得物産(株)	そば、うどん、そば茶、そばみそ
(株)キョウシヨク	野沢菜・ゴボウ等の漬物

屈足地域に工業団地を確保し、企業誘致を進めています。

団地面積 約4.0ha

分譲可能地 約2.5ha

課題

- 1 経営の合理化、省力化によるコスト削減を図るとともに、販売体制の強化、工夫で需要の開拓や販路の拡大を図る必要があります。
- 2 企業の福利厚生を強化し、雇用の安定、増大を図る必要があります。
- 3 長期化する不況にかんがみ、積極的な景気対策による企業への援助、育成を図る必要があります。
- 4 地場産品を有効に活用し、地場産業の振興を図るため愛用者消費拡大を図る必要があります。
- 5 二次、三次加工の奨励をし、付加価値を高める企業の育成を図る必要があります。
- 6 現況の経済情勢から企業立地は厳しい状況にあります。

主要施策

- 1 工業の育成振興
 - (1) 企業の高度化に伴い、施設や設備の近代化を推進します。
 - (2) 商工会と連携した企業訪問を行い、経営指導の充実を図ります。
 - (3) 本町の生産資源(木材・農畜産物)を活用する企業の育成を促進します。
- 2 企業の振興
 - (1) 工場誘致条例による新增設の優遇を継続します。
 - (2) 町中小企業融資制度の効果的な利用促進と利子補給継続により経営の安定を図ります。
 - (3) 従業員の定着のため、福利厚生の推進を図ります。
 - (4) 既存企業の育成を図ります。
 - (5) 進出企業に対しては、企業の要望に即した用地の確保を推進します。
- 3 地場産業の開発・振興
 - (1) 地場産品を活用し付加価値を高める製品の開発を促進します。
 - (2) 地場資源を利用する企業の育成を促進します。
 - (3) 地場産品の紹介、宣伝のため、各種展示会・物産展への参加などにより販路の拡大を図ります。

第6章 観光

第1節 観光

現況

本町は、北海道のほぼ中央に位置し、日本最大の山岳公園で多くの温泉源を持つ大雪山国立公園を含むほか、サホロリゾート（スキー場・ゴルフ場など）を核とした狩勝高原があり、狩勝峠は道央と道東を結ぶ国道38号線が通過しており、自然環境・交通アクセスに恵まれた町です。

また、最近の体験型観光ニーズにこたえるべく、十勝川でのラフティング・カヌー、乗馬体験、農業体験など、自然景観と農村景観に恵まれた地で、これらの環境と調和を十分図りながら、滞在・体験のできる観光施設の整備とPR事業を推進しています。

課題

本町では、山岳、湖沼、温泉、農村景観、リゾートなど多くの景勝地に恵まれていながら、観光地としての知名度や入り込み数は低い状況にあります。

しかし、消費者ニーズの多様化や、個人型フリープランによる観光動向の顕在化を背景に、地域の自然・環境・人物・歴史などに触れる新しいツーリズムが脚光を浴びつつあり、開拓の歴史や豊かな大自然など、固有の資源を有する本町には、有利な条件がそろっています。

このため、これらの固有の資源を質量ともに向上していくことが必要ですが、「観光づくり」のキーワードを【安心・ゆとり・健康・いやし】などとし、町の産業・生活・文化・風土を五感で楽しむことの出来る観光づくりを進める必要があります。

本町における観光づくりは、住民・事業者・行政の協働作業により取り組みを進めることはもとより、関係団体や事業者が横断的なネットワークを実践していくことが必要です。

1 「観光づくり」について

(1) 通過型から滞在型へ

本町の観光資源は、様々な要素を持ち合わせていますが、PRやスポットとなる魅力が低いことから、道央圏・富良野エリアと阿寒・知床・オホーツク圏などを中継する通過型観光地となっています。

通過型から滞在型への転換を図るには、観光客が「本町に滞在する動機」づくりを進めることはもとより、ハード・ソフトともに「動機」となり得るグレードまでレベルアップすることが必要です。

(2) 産業観光・食観光・体験観光の構築

- 産業観光 -

十勝における「農業・酪農王国」のイメージをいかし、農業体験や風土をいかした「農村観光」づくりを進める必要があります。

このため、農業者の観光産業への参入促進、農産加工など地域活動グループとの連携、スローフードなどの生活文化の創成と発信に向けた取り組みが必要です。

- 食観光 -

宿泊施設・飲食店などにおける「食」の提供は、旅行者に対する地域イメージの提供であり、強いインパクトを与えるものであることから、地場産品の特性を最大限に活かした、「食観光」づくりを進める必要があります。

- 体験観光 -

本町には、多様な体験観光の資源があり、滞在・体験型観光づくりが進められていますが、全国的には認知度も低い状況にあります。

このため、アウトドア体験業者の活動の促進とPRを推進し、認知度を高め体験観光の基地的存在として、滞在型体験観光ツアーの造成や事業者間のネットワークを強化し、観光産業として展開できる環境づくりが必要です。

(3) 花観光の推進

本町の持つ優位性の1つである自然環境、基幹産業である農業、観光に共通するキーワード「花」に着目し、「花」を活用した観光を促進する必要があります。

(4) 交通・観光情報の拠点づくり

国道・道道・JRと十勝の交通拠点としての重要性を利用し、観光情報の提供と観光客が気軽に立ち寄り利用できる場が必要です。

一方、本町には高速道路インターチェンジがないことから、平成23年度の道東自動車道の札幌市までの全線開通に向け、近隣のトムムインターチェンジからの道路案内の整備を要請するとともに、インターチェンジの設置要請を継続します。

2 大雪山国立公園の整備

大雪山国立公園の東部に位置するトムラウシ地域は、豊富な自然と原始的な秘境としての観光資源を有しています。

トムラウシ温泉「国民宿舎東大雪荘」は改築から15年を迎え、平成19年度、20年度に内部改修を行いました。今後、給湯や暖房などの施設についての改修も必要となっています。

温泉の経営は、長引く景気の低迷やトムラウシ山での遭難事故などの影響を受け、リニューアル後も客足は回復していない状況です。

今後、より一層の営業活動を強化し集客を図るとともに、温泉熱の有効利活用による経費の圧縮や源泉掛け流し化なども検討する必要があります。

トムラウシ温泉に通じる町道ユートムラウシ線の道道昇格・舗装化や、トムラウシ温泉周辺と自然休養林野営場等を整備し観光客の集客を図る必要があります。

また、ヌプントムラウシ温泉は人気も高く、登山口としても活用されていますが、現時点では林道決壊などにより利用できない状況となっています。林道の復旧、整備を早急に着手する必要があります。

大雪山国立公園一帯

施設名	区分	収容人数	概要
国民宿舎東大雪荘	宿泊施設	114人	観光振興公社経営
公衆便所	利便施設		1棟 25㎡
駐車場	"		2,402㎡
園地	レク施設		芝生 2,500㎡
秘奥の滝遊歩道	"		延長 400m
霞の滝散策路	"		延長 800m
自然休養林野営場(林野庁所管)	"		管理棟・炊事施設・キャンプファイヤー施設
展望台	"		白雲台・望岳台・三景山展望台の3カ所
オソウシ温泉鹿乃湯荘	宿泊施設	50人	民営木造2階建て
十勝ダム			ロックフィルダムたん水面積4.2k㎡
キナウシ公園	レク施設		駐車場・開拓記念碑・あずま屋
記念広場	"		駐車場・公衆便所・パネル・案内放送
ダム下運動広場	"		芝生広場・公衆便所・あずま屋

3 狩勝高原地域の整備

日本新八景の一つとして全国的に知られる狩勝峠のすそ野に広がる狩勝高原において、昭和62年から世界的なレジャー会社である地中海クラブ(クラブメッドサホロ)とサホロリゾートが国際的な長期滞在型のリゾートとして整備されました。

サホロリゾートは、通年型のリゾート施設として、冬はスキー・スノーボード、夏はゴルフやテニス・カヌーなどが楽しむことができます。国内外からのツアー観光客は、景気の低迷により減少傾向にありますが、今後も積極的なPR活動の推進とリピーター確保のため更なる魅力ある商品開発が必要です。

このほか、森林公園、梅園、体験乗馬、キャンプ場、体育館、サホロ湖などの諸施設があり、リゾート客をはじめ家族連れなどの憩いの場として、景観にふさわしい整備が必要です。

狩勝高原一帯

施設名	区分	収容人数	概要
ホテルかりかち	宿泊施設	52人	民営 木造2階建て
レストハウス	休憩飲料施設	60人	
佐幌岳避難小屋	休憩施設	30人	
総合体育館	スポーツ施設		町営 鉄筋コンクリート造 3,064㎡
テニスコート			町営 全天候3面 民営6面

施設名	区分	収容人数	概要
キャンプ場			芝生 9,800 m ²
梅園			19,000 m ² 1,800 本
ゴルフ場			民営 18ホール 90 ㊦ クラブハウス 1 棟
佐幌ダム			たん水面積 64.2 ㊦
新内育成牧場	産業施設		438 ㊦
淡水魚ふ化養殖場			養殖池等 9 面 釣り堀 2 面
狩勝峠			展望台、売店 1 軒、駐車場、あずま屋、公衆トイレ
アーチェリー			民営 2,400 m ²
S L 機関車の展示			町有・民営
狩勝高原エコトロッコ			民営
ウェスタンビレッジサホロ	レク施設		民営 体験乗馬コース、休憩・宿泊施設

サホロスキー場一帯

施設名	区分	収容人数	概要
スキーコース	レク施設		民営 17 本
ゴンドラ			民営 ゴンドラキャビン 6 人乗り 2,140m
リフト			民営 9 基
クラブメッドサホロ	レク・宿泊施設	500 人	民営 鉄筋コンクリート 6 階建ての 3 棟式 285 室
ゴンドラステーション	レク施設		民営 2,600 m ²
佐幌岳ヒュッテ	休憩施設	30 人	町営 木造平屋建 37 m ² 喫茶
サホロリゾートホテル	宿泊施設	420 人	民営 鉄筋コンクリート 6,000 m ² 165 室
管理事務所	管理施設		民営 木造モルタル 2 階建
駐車場	利便施設		民営 6 ㊦ 2,000 台
ベア・マウンテン	レク施設		民営 15 ㊦

4 国際的な観光地の形成

地中海クラブ・バカンス村クラブメッドサホロを中心に外国人の訪れが増え、外国人観光客が安心して観光を楽しむことができる、国際的にも通用する質の高い観光地づくりを進め、海外からの多くの観光客が何度でも訪れていただける観光地の実現が必要です。

今後、経済発展の進む中国からの観光客増加が期待されていますが、レンタカー利用に備えた案内看板などの外国語表示なども必要となっています。

5 新得山町立自然公園の整備

桜の名所及び新四国八十八カ所の霊場として知られ、町内外の利用者でにぎわい自然公園として親しまれています。

桜を植栽していますが、混み合っているため景観と成長に支障をきたしており、関係機関と協議し定期的に間伐を進める必要があります。

神社境内付近の桜や他樹木が老木化しており、適切な管理が必要となっています。また、遊歩道の木柵や階段が朽ちており、整備が必要となっています。

町立自然公園一帯

施設名	区分	収容人数	概要
公衆トイレ	利便施設		H20 新設
休憩小屋	休憩施設		第1展望台(水洗トイレ・展望台)
あずま屋	"		第2展望台
野外ステージ	レク施設		
観光道路	"		延長2.5km
新四国八十八カ所参道	"		
展望台	"		2カ所
太鼓橋	利便施設		桜橋
ロッジ	休憩施設		鉄筋コンクリート3階建

6 屈足ダム湖周辺整備

十勝川の激流・地形を利用したラフティング・カヌーを体験できる会社2社が営業を開始しており、町の体験型観光の目玉となってきています。また、「湯宿くったり温泉レイク・イン」に「トムラ登山学校」が併設されるなど、周辺への観光客を誘致するための整備が必要です。

7 「そばの町」の推進

「そばの町」として、そばの花の開花時期には「しんとくそばの里まつり」(民間)と収穫時期には「しんとく新そば祭り」を開催するなど、PR活動を推進していく必要があります。

また、新そばの季節をより活用して観光客の誘致を図る必要があります。

8 観光イベント

各種イベントについては、その趣旨に沿って実施し、観光振興を図ってきましたが、イベントのあり方について見直しが必要です。

9 観光協会の充実強化

本協会では、観光資源の開発調査、観光地及び物産の宣伝紹介の推進を図る一方、会員増員と組織強化が必要です。

また、協会事務局への専任職員の配置など事務局の充実、強化を図る必要があります。

主要施策

- 1 観光づくりを推進します。
 - (1) 多様な来訪の動機づくりを図ります。
 - (2) 地場産品や産業、風土をいかした農村観光づくりを推進します。
 - (3) 体験型観光を推進します。
 - (4) 「花」による景勝地づくりを推進します。
 - (5) 交通アクセスポイントの観光の顔づくりを図ります。
 - (6) 広域観光を推進します。
 - (7) トムムインターチェンジから新得に向かう道路案内について、関係機関に変更を要請します。
 - (8) 観光情報の提供と観光客が気軽に立ち寄り利用できる場の設置を検討します。
- 2 大雪山国立公園の整備を進めます。
 - (1) 林道、登山道、遊歩道などの整備・充実を要望します。
 - (2) 周辺環境、景観の整備を進めます。
 - (3) トムラウシ温泉の温泉熱有効利活用を進めます。
- 3 狩勝高原地域の整備を進めます。
 - (1) 施設の維持管理・充実を図ります。
 - (2) サホロ湖周辺の利活用を推進します。
 - (3) 狩勝高原園地を四季折々楽しめる園地へ整備します。
 - (4) サホロスキー場北斜面開発を支援します。
- 4 国際的観光地の振興を図ります。
 - (1) 案内看板等の外国語表示化など関係機関に要請するとともに必要な整備を行います。
 - (2) 外国語版パンフレットやホームページの外国語表示を進めます。
 - (3) 北海道や十勝管内の団体と連携し、外国人観光客の誘致に努めます。
- 5 自然公園の整備・管理を進めます。
 - (1) 桜植栽地の適正管理を進めます。
 - (2) 老木の適正管理に努めます。
 - (3) 治山事業としての遊歩道等の整備について関係機関に要請するとともに、整備完了後は適切な維持管理に努めます。
- 6 屈足ダム湖周辺の利活用を推進します。
- 7 そばを活用した観光PRを推進します。
 - (1) 新そば祭りを継続して実施します。
 - (2) 新そばの季節を活用した観光客の誘致を進めます。
- 8 観光客誘致を図る魅力あるイベントを推進します。
- 9 観光協会の充実強化を図ります。
 - (1) 会員の拡充、組織強化を図ります。
 - (2) 観光PRの推進、強化を図ります。
 - (3) 専任事務局員の配置について検討します。

第7章 労働

現況

労働人口は、昭和40年の7,155人をピークに減少を続け、平成17年では3,564人となっており、総人口に占める割合は49.2%となっています。

産業別では、小売り・サービスといった第三次産業の占める割合が高く、事業所数で78%、従業員数で72%となっています。

厳しい経済情勢下で、雇用の手控えや正社員での雇用ではなく、臨時・パートで求人する事業所が顕著となっており、若年層の雇用機会が少なく、町外に流れる傾向が見られ、生産年齢構成が高齢化しています。

勤労者の組織状況は、各事業所の統廃合等で年々減少しており、平成21年の組合数は9、組合員は366名となっています。

課題

- 1 労働環境や雇用条件の改善を進める必要があります。
- 2 労働者の福利厚生の実施を図る必要があります。

主要施策

- 1 労働者福利対策
 - (1) 勤労者融資制度の充実を図り利用の拡大を図ります。
 - (2) あおぞら共済制度への加入について事業者らと検討します。
 - (3) 商工業従業員の永年勤続表彰制度を継続します。
 - (4) 最低賃金制の周知を徹底し、労働条件の向上により企業への定着を図ります。
- 2 雇用対策
 - (1) 町内の求人案内を広報紙で周知するとともに、ハローワークとも連携し雇用機会の拡大に努めます。
 - (2) 新社会人合同歓迎会を実施します。
 - (3) 国・道と連携し、雇用の創出を図ります。
- 3 労働団体の育成
 - (1) 労働団体を援助し、労働者の福祉の向上に努めます。
 - (2) 労働団体との連携を強化し、労働者の地位向上を図ります。